

令和2年5月15日	
所 属	災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

令和2年4月16日

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

(令和2年5月7日改定)

(令和2年5月15日改定)

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の対処方針

5月15日に兵庫県が実施する緊急事態措置（休業要請等）の一部が解除・緩和されましたが、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、政府により発令された緊急事態宣言は、5月31日まで延長され、特定警戒都道府県に指定されております。

尼崎市においても、兵庫県が実施する緊急事態措置に、引き続き、適切に対処するとともに、宣言下における市民、事業者からの多様なニーズを適宜適切に捉え、市民生活を支えるための支援事業に取り組んでまいります。

また、今後も感染予防対策、積極的疫学調査等に全力で対応するとともに、正確な情報発信に取り組んでまいります。

1 皆さまへの要請事項

直近の新規感染者は確実に減少しつつあるものの、今後、感染拡大の第2波のおそれもあることから、引き続き、気を緩めることなく、以下のことについて、ご協力をお願いします。

(1) 事業者の皆さまへの休業要請等

ア 接待を伴う飲食店など全国でクラスターが発生した施設や集会・展示施設等については、引き続き、休業すること。

休業要請する施設

① クラスターが発生した施設及びその類似施設

- ・ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
- ・ スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設、体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場

- ② 遊興施設、運動・遊技施設（1,000㎡超を対象）
- ③ 集会・展示施設（集会場・展示場・多目的ホール・文化会館）
- ④ 学校（大学等を除く）
- ⑤ 図書館等

イ 事業を再開する際は、ガイドライン等に基づき、施設の換気、入場制限の実施、人と人の距離の確保など「3つの密」を避け、既に営業中の施設においても、引き続き、感染防止対策の徹底を図ること。

ウ 「通勤者数の7割減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、TV会議など、より接触機会を図ること。

(2) 市民の皆さまへの外出自粛要請等

ア 「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指し、外出を控えること。

イ 特に府県域を越えた不要不急の移動や夜の繁華街の接待を伴う飲食店等の利用を控えること。

ウ 身体的距離の確保など「3つの密」を避けるとともに、マスクの着用、手洗いなど感染防止対策の徹底を図ること。

2 市の取り組み

(1) 保健・医療体制の充実強化

ア 「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置しました。積極的疫学調査ならびに正確な情報発信に取り組みます。

イ 尼崎市医師会の協力を得て「帰国者・接触者外来」を増強しました。尼崎市衛生研究所で行うPCR検査の更なる体制強化と民間検査の活用を進めます。

ウ 兵庫県による病床確保の取り組みに積極的に協力していきます。

(2) 総合的サポート体制の構築

「新型コロナウイルス総合サポートセンター」に設けた各種窓口において、市民や事業者に寄り添った相談業務を行うとともに、必要とされる支援策へ迅速確実に繋げるためのきめ細やかなサポートを実施します。

ア 市民向け相談サポート窓口

イ 事業所向け臨時相談窓口

ウ 特別定額給付金専用ダイヤル

(3) 市民生活を支援する取り組み

ア 住宅困窮者への緊急的な市営住宅の提供

休業要請に伴いインターネットカフェを利用することができなくなった方、離職

や減収等により住宅に困窮している方に対し、市営住宅を提供し、生活の場を確保しています。

イ 水道基本料金・下水道基本使用料の減免

水道基本料金及び下水道基本使用料を6ヵ月間（7月検針分から12月検針分まで）全額減免とします。

ウ 特別定額給付金の支給

国が実施する「特別定額給付金」については、5月3日よりマイナポータルによるオンライン申請の受付を開始しており、5月20日以降順次振り込みを予定しています。また、5月15日より郵送による申請書類の送付を開始し、6月上旬での振り込みを予定しています。

(4) 地域経済を支援する取り組み

ア 「緊急つなぎ資金」貸付事業

事業の継続を支援するため、売上減少等に直面する個人事業主や小規模事業者に対し、店舗等の賃料を対象とした貸付事業を市が直接行っています。

イ 休業要請事業者経営継続支援事業

国の持続化給付金に加えて、休業要請に応じて売上が一定以上減少している中小法人や個人事業主に対し、兵庫県と協調して経営継続支援金を支給します。

ウ 事業を継続している飲食店等への支援

あまっ子お弁当クーポン事業での支援とともに、テイクアウト・デリバリー等促進支援事業、クラウドファンディングを通じて市内店舗をまるごと支援する「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」など支援策を行います。

(5) 高齢者施設・障害者施設等

ア 老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館は、当面の間、閉館又は一部休業とします。

イ 市立たじかの園、あこや学園は、5月31日までの間、臨時休業とします。

ウ フレイル予防のため、希望される高齢者に100歳体操などを収録したDVDを送付します。

(6) 保育施設等、子育て支援

ア 市立保育所、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所並びに児童ホームでは、真に保育を必要とする家庭からの申請によるものに限り受け入れ、可能な限り、家庭での保育を要請します。

イ 子どもの昼食支援

○「あまっ子応援弁当緊急事業」として、ケースワーカーが無料の昼食券を直接配付することにより、ネグレクトや生活困窮等により昼食を摂ることが困難な要支援児童の現状把握を行います。

○上記事業を拡充し、「あまっ子お弁当クーポン事業」として、尼崎市立小・中学校に在籍する要保護および準要保護の児童生徒に市内事業所で利用できるお弁当クーポン券（４０００円分）を交付します。

○「子ども食堂」に補助を行い、無料で児童に昼食弁当を提供します。

○フードバンクや市内企業から提供を受けた食品を、昼食を十分に摂ることが困難な児童へ提供します。

ウ 家庭・子育て相談事業

学校休業措置等を背景に不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、こどもの育ち支援センター「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

エ 乳幼児健康診査事業については、感染防止措置を講じながら、3～4か月児検診を優先的に6月から再開します。なお、引き続き、子どもの発達や育児についての個別支援を行っています。

(7) 学校等、学習支援

ア 市立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校については、5月31日までの間臨時休業期間を延長します。

イ 臨時休業期間の長期化に伴う子ども達の心身の状態の把握、家庭学習の支援、学校再開に向けた規則正しい生活習慣の回復等の目的から、感染リスクに最大限に配慮した上で、5月18日から学校再開日まで、週1回の分散登校を実施します。

ウ 新学年の学習内容の指導を開始

学校再開時期が不透明であることを前提に新学年の学習内容についての指導を5月から開始します。指導については学校ごとに教科書の内容に沿った学習プリント等を作成し、児童生徒が自宅学習する形で実施します。

エ ICTを活用した教材や動画の提供

ICTを活用し、学校ごとに作成した教材や動画などを自宅等から閲覧、ダウンロードできるような仕組みを整えます。

オ 民間のオンライン学習支援システムの導入

市立高等学校・中学校において生徒が自宅等で動画教材やドリルなどを活用する

ことができる民間のオンライン学習支援システムを導入します。

カ インターネット利用が困難な児童生徒への支援の実施

自宅等においてインターネットの利用が困難な児童生徒については、十分な感染予防対策を講じた上で、学校等のICT機器を利用できるよう環境を整えます。

(8) 公園・公共施設等

ア 図書館（中央・北）、図書室（生涯学習プラザ・ユース交流センターアマブラリ）については、6月1日までの間、全面休館とします。

イ 生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、あまがさき・ひと咲きプラザ等の公共施設における貸室、ロビースペース等については、5月31日までの間、使用禁止とし、これら施設における講座、各種の事業等については、原則7月31日までの間、中止とします。（開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。）

ウ 本市の青少年施設については5月31日までの間、市内の社会体育施設については当面の間、利用を停止します。

エ 公園に併設されている駐車場、公園内のスポーツ施設等については、当面の間、利用を停止します。

オ 「紙類・衣類の日」における衣類の回収を令和2年8月まで休止します。

(9) イベント・集会等

市が主催するイベント・集会等については、原則7月31日までの間、中止とします。（開催の必要があると判断するものについては、感染予防措置の徹底、「3つの密」の回避などの対策を講じて実施します。）また、屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、集会等の開催については、5月31日までの間、自粛を要請します。

(10) 広報・啓発活動

ア 市公式ホームページによる情報発信と、市公式SNS、尼崎市防災ネットによる情報拡散

イ 公共施設、コミュニティ掲示板、郵便局、コンビニエンスストア、バスの中吊り広告等へ緊急事態宣言ポスターを掲示

ウ FMあまがさきによる外国語放送での注意喚起

エ 防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）を活用した外出自粛要請等の呼びかけ

オ 市公用車、消防車（消防団車両を含む）、塵芥収集車等による市内巡回広報

カ 兵庫県警察と連携した街頭パトロールによる外出自粛等の呼びかけ

(11) 感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付等の受付

ア 「つなごう“善意のマスク”プロジェクト」として、市内各所に「マスクポスト」を設置し、ご寄付いただいたマスクを特に必要とされる団体等へ配布しています。

イ 兵庫県と県下市町の協働により「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」が創設され、医療従事者に対する勤務環境改善等の支援事業が実施されていることに加え、市としても独自に感染拡大防止への取り組みに対する市民等からの寄付の申し出に対応するため、ふるさと納税の仕組みを活用するなどの方法を検討します。

3 庁内の対応等

- (1) 手洗い、咳エチケット等の基本的感染予防対策、検温等による体調管理の徹底
- (2) 在宅勤務、時差出勤による感染リスクの軽減
- (3) ソーシャルディスタンスを確保するための取り組みの徹底
- (4) 今後の出水期や自然災害の発生を想定する中で、自主避難などの対応について、市民周知を行うとともに、即応した対策を講じます。

以 上